

# HRM-ES 2008-12

Win-Win 関係構築 ESコンサルティング  
WISDOM and CREATION  
<http://www.t-hrm.com>

発行：T-HRM 田中事務所  
〒468-0043 名古屋市天白区菅田 2-1403  
特定社会保険労務士/ESトレーナー/行政書士  
田中 智 Satoshi Tanaka  
TEL：052-806-2700 FAX：052-806-2723  
E-mail：info@t-hrm.com  
T-HRM 通信 12月号 12月1日発行

寒さも深まる中、早いもので今年も残すところ1か月を切りました。

## 1. December 改正情報・案内

7日 大雪、21日 冬至、23日 天皇誕生日、25日 クリスマス、31日 大晦日  
弊所の年末年始休業は12/28(日)～1/4(日)です。よろしくお願い致します。

### <賞与支払届>

賞与の時期となり、支給後5日以内に「賞与支払届」を出します。予定月が社会保険事務所に登録されており、予定月に支給しない場合「不支給」として書類を提出しなければなりません。

月々の給与と同じ料率ですが、9月に厚生年金の保険料率に変更されていますので、設定変更を忘れないようにしてください。注意点は以下の通りです。

- ① 賞与の保険料計算の対象支給額の上限・・・健康保険は年度の累計額で540万円が上限 厚生年金保険は150万円、
- ② 賞与の額の1,000円未満の端数は切り捨てて計算
- ③ 本人からは、健康保険 41/1000、介護保険 5.65/1000、厚生年金保険 76.75/1000
- ④ 雇用保険も月々給与と同様 6/1000
- ⑤ 賞与支給後に月末日以外の退職者は要注意です。今月が被保険者ではなかったこととなり、保険料徴収が不要となります。



## 2. 名言名句

「今自分にできることをやる」

TV番組「アンビリバーボー」の11月27日放映での奇跡の実話から。  
ある男性の高校時代にバイクでの事故の骨折手術が、麻酔事故により脳・眼・体の不随障害に陥り、十数年に及ぶ壮絶なりハビリを、家族や周りの人の支えによって奇跡の回復に向かい、結婚も出来、子どもを持つ親となりました。それまでの厳しい生活の中で母親が励まし続けた言葉であり、本人が感謝と同時に自分の子どもにも受け継いでもらいたいと言った言葉。感動で思わず涙を流してしまいました。



## 3. 法律ワンポイント 労働時間の把握に係る自己申告制について

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置(H13.4.6公表)」から

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有していることは明らかですが、労働時間の把握に係る自己申告制は良い？→例外的に良いですが、その場合には、以下の「その3の措置」を講じなくてはなりません。

### その1 始業・終業時刻の確認・記録

使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。労働時間の適正な把握を行うためには、単に1日何時間働いたかを把握するのではなく、労働日ごとに始業時刻や終業時刻を使用者が確認・記録し、これを基に何時間働いたかを把握・確定する必要があります。

### その2 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

- 使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。
- (ア) 使用者が、自ら現認することにより確認し、記録すること。該当労働者からも確認することが望ましい。
  - (イ) タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として確認し、記録すること。……タイムカード、ICカード等の

客観的な記録を基本情報とし、必要に応じて、例えば使用者の残業命令書及びこれに対する報告書など、使用者が労働者の労働時間を算出するために有している記録とを突合することにより確認し、記録して下さい。なお、タイムカード、ICカード等には、IDカード、パソコン入力等が含まれます。

### その3 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

その2の方法によることなく、自己申告制により行わざるを得ない場合、以下の措置を講ずること。

(ア) 自己申告制を導入する前に、その対象となる労働者に対して、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。

(イ) 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施すること。

(ウ) 労働者の労働時間の適正な申告を阻害する目的で時間外労働時間数の上限を設定するなどの措置を講じないこと。また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

### その4 労働時間の記録に関する書類の保存

労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第109条に基づき、3年間保存すること。

1. 労働基準法第109条においては、「その他労働関係に関する重要な書類」について保存義務を課していますが、始業・終業時刻など労働時間の記録に関する書類もこれに該当し、3年間保存しなければならないことを明らかにしたものです。具体的には、使用者が自ら始業・終業時刻を記録したもの、タイムカード等の記録、残業命令書及びその報告書、労働者が自ら労働時間を記録した報告書などが該当します。

なお、保存期間である3年間の起算点は、それらの書類ごとに最後の記載がなされた日となります。

2. また、労働基準法第108条は、使用者は賃金台帳を作成しなければならないこととしていますが、その記載事項としては、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、早出残業時間数、深夜労働時間数が掲げられています。このため、賃金台帳にも労働時間の記録を記載しなければなりません。

## 4. データ・情報

①11月21日厚生労働省が2008年の「賃金基本統計調査」の結果を発表し、大卒社員の初任給が19万8,700円(前年比1.5%増)となり2年ぶりに増加したことがわかった。男性は20万1,300円(同1.3%増)、女性は19万4,600円(1.7%増)だった。

②10月の完全失業率は3.7%で、前月と比べ0.3ポイント低下した。男性は3.9%(前月比0.2ポイント低下)、女性は3.5%(同0.4ポイント低下)。完全失業者数は255万人となった。10月の有効求人倍率(季節調整値)は0.80倍で前月を0.04ポイント下回った。正社員の有効求人倍率は0.52倍で前年同月比0.1ポイントの低下、新規求人は18.1%減。産業別では、前月に引き続き「サービス業」「製造業」「情報通信業」などで減少している。



### <t-hrm> TANAKA HUMAN RESOURCES MANAGEMENT

今年も早いもので1か月を切りました。ついこの前、年越しソバを食べ正月を迎えたような気がして「1年が本当に早い！」歳を取るに連れてそのように感じると多くの方が言います。先月レンタルDVDで洋画「THE BUCKET LIST」邦題は「最高の人生の見つけ方」となっていますが、直訳の方がリアルだと思いますしピンと来ます。「Bucket はバケツですが The がつくと「死ぬ」という意味となり、その List なので「棺おけリスト」ということとなります。年老いた二人の男・・・超金持ちの経営者(ジャックニコルソン)と博学の自動車修理工(モーガン・フリーマン)がガンに侵されて偶然にも同じ病室になったところから意気投合?し、残りの人生で何をやるのか リストに書き出しそれを実行してゆく(スカイダイビングから世界を回る旅へ)最後の短い人生を二人で過ごすというストーリー。

その中で本当に何が大切なのかを、お互いに改めて感ずることとなります。家族への愛情であり、人の役に立つことが生きがいであることを。この洋画を見ながら、自分のこの先のことを考えていました。人間いつ死ぬかわかりません、そのリミットがわかるとその目標みたいなものはつきりするのもかもしれません。

1年が早いと思うのは、その時間の大切さをわかっていないのかもしれないと反省。今月の名言・名句のように「今自分にできること」に100%以上の力を注ぎ込んでいるか・・・これから肝に銘じたいと思います。